

東京情報大学学生会館使用要領

(目 的)

第1条 東京情報大学学生会館（以下「会館」という。）の使用に関し、この要領で必要な事項を定める。

(使用者)

第2条 会館を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学学生，研究生，聴講生
- (2) 本学教職員
- (3) 本学後援会・本学校友会会員
- (4) あらかじめ願い出て学生部長が許可した者

(管 理)

第3条 会館の管理責任者は学生教務課長とし、使用者はその指示に従うものとする。

(使用時間)

第4条 会館の使用時間は、原則として午前8時から午後10時までとする。ただし、大学の長期休業中の使用時間については、その都度学生部長の指示に従うこととする。

(時間外及び休業日の使用)

第5条 前条による使用時間外及び大学の休業日に会館を使用する場合は、あらかじめ願い出て学生部長の許可を得るものとする。

(禁止行為)

第6条 会館内では、次の各号を禁止行為とする。

- (1) 施設，機器，備品等の改造または変造
- (2) 火気及び危険物の持ち込み
- (3) 飲酒及び指定場所以外の喫煙
- (4) 会館内で使用する鍵の転貸，学外への持ち出し及び複製
- (5) その他安全管理上危険と思われる行為

(館内施設の使用)

第7条 次の館内施設の使用に関しては、各々別に定める。

- (1) 部室及び同好会室
- (2) 共用施設（多目的ホール，和室，会議室，学科学生室）

(秩序の維持)

第8条 使用にあたっては、防災及び防犯に留意するとともに、使用施設はもとより会館全体の美化を心がけ、秩序の維持にあたらなければならない。

(損害の賠償)

第9条 故意または重大な過失により会館内の施設，機器，備品等に損害を与えた者に対しては、賠償を求めることができるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、会館の使用に関し必要な事項については、学生部委員会で審議のうえ学生部長が定める。

附 則

この要領は、平成14年9月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。